

環境アセスメントに係るお知らせ

令和2年10月9日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区桜丘町31番2号 東急桜丘町ビル 鷺沼駅前地区再開発準備組合 理事長 原 修一
	指定開発行為の名称	（仮称）鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為）、住宅団地の新設（第2種行為）、商業施設の新設（第3種行為）、大規模建築物の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区鷺沼三丁目1番2外
	指定開発行為の目的	商業施設、業務等施設、集合住宅の新設及び交通広場の拡充
	指定開発行為の内容	計画地面積：約22,560㎡ 建設敷地面積：約14,850㎡（駅前街区約11,170㎡、北街区約3,680㎡） 建物最高高さ：駅前街区約146m、北街区約92m 延べ面積：約115,000㎡（駅前街区約86,000㎡、北街区約29,000㎡）
	指定開発行為の施行期間	着工予定：令和3年12月 完了予定：令和12年1月
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和2年10月9日（金）～令和2年10月23日（金） 土曜日及び日曜日は除く。ただし、宮前区役所では、第2土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。また、上記期間中、本市ホームページにて当該条例見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び時間	川崎市：宮前区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 午前8時30分から午後5時まで 横浜市：青葉区役所 午前8時45分から午後5時まで 環境創造局環境影響評価課（横浜市役所28階） 午前8時45分から午後5時15分まで
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	【申出書の記載内容】 <ul style="list-style-type: none">氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名指定開発行為の名称申出理由及び意見の要旨 意見の要旨には、主に条例準備書及び条例見解書に対する環境影響評価に係る事項を個別かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。 【申出ができる方】 <ul style="list-style-type: none">条例準備書関係地域内（別紙参照）に住所又は勤務場所を有する者条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 【提出期限及び提出先】 <p>提出期限：令和2年10月23日（金）（郵送の場合は令和2年10月23日消印有効） 提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室宛て 申出書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意しています。</p>
条例公聴会の開催について	上記の申出があった場合で、市長が、必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。条例公聴会を開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。公聴会は、 11月14日（土） の開催を予定しています。 【公述人について】 <ul style="list-style-type: none">公述人に選定された方は、公聴会に出席いただき意見を述べていただきます。（代理不可）公述人は、上記の申出をされた方の中から選定させていただきます。公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。 <ul style="list-style-type: none">環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮させていただきます。環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮させていただきます。 公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。 【条例公聴会を開催しない場合】 <p>上記申出がなかった場合には、条例公聴会を開催されません。</p>	
問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156	

第4章 関係地域の範囲

(条例見解書第4章抜粋)

関係地域の範囲については、環境影響評価の結果を踏まえて、対象事業の実施によって環境への影響が及ぶ可能性のある、以下に示す範囲を包含する地域とした。

- ・建設機械の稼働に伴い大気質、騒音及び振動の影響を受ける可能性がある、計画地敷地境界から100mの範囲
- ・計画建物に係る風の状況の影響を受ける可能性がある、計画地敷地境界から建物高さの約2倍(約292m)の範囲
- ・工事用車両及び施設関連車両の走行に伴い大気質、騒音及び振動の影響を受ける可能性がある、最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両ルート(調査地点を含む)沿道50mの範囲
- ・計画建物に係る日影の影響を受ける、日照障害影響範囲
- ・計画建物に係るテレビ受信障害の影響を受ける可能性がある、テレビ受信障害影響範囲

関係地域の範囲は、図4-1に、当該地域を管轄する市区の名称並びにその町丁名は、表4-1に示すとおりである。

表4-1 関係地域の範囲

市区名	町丁名
川崎市宮前区	鷺沼一丁目～四丁目、土橋二丁目～四丁目、小台一丁目、小台二丁目、有馬一丁目、有馬四丁目、有馬八丁目、犬蔵二丁目、宮前平一丁目 上記町丁の一部
横浜市青葉区	新石川四丁目の一部

